

横浜市人事委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則 新旧対照表

現行		改正後（案）	
（添付書面等の省略） 第 12 条 条例第 8 条の規則で定める書面等は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同条の規則で定める措置は、同欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。		（添付書面等の省略） 第 12 条 条例第 8 条の規則で定める書面等は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同条の規則で定める措置は、同欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。	
書面等	措置	書面等	措置
1 - 略 -		1 - 略 -	
2 商業登記法第 10 条第 1 項（他の法令において準用する場合を含む。）の登記事項証明書	次のいずれかに掲げる措置 (1) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の人事委員会への提供 ア 商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地 イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条 第 15 項 に規定する法人番号 (2) 電子情報処理組織を使用	2 商業登記法第 10 条第 1 項（他の法令において準用する場合を含む。）の登記事項証明書	次のいずれかに掲げる措置 (1) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の人事委員会への提供 ア 商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地 イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条 第 16 項 に規定する法人番号 (2) 電子情報処理組織を使用

	<p>する方法により行う、商業登記法第12条の2第1項及び第3項(これらの規定を他の法令において準用する場合を含む。)の規定による証明及び当該証明により確認される電子署名が行われた情報の人事委員会への提供</p>		<p>する方法により行う、商業登記法第12条の2第1項及び第3項(これらの規定を他の法令において準用する場合を含む。)の規定による証明及び当該証明により確認される電子署名が行われた情報の人事委員会への提供</p>
3	— 略 —	3	— 略 —
4	— 略 —	4	— 略 —
<p>附 則 この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成27年12月人委規則第10号） この規則は、平成28年1月1日から施行する。 附 則（令和4年2月人委規則第1号） この規則は、公布の日から施行する。</p>		<p>附 則 この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成27年12月人委規則第10号） この規則は、平成28年1月1日から施行する。 附 則（令和4年2月人委規則第1号） この規則は、公布の日から施行する。 <u>附 則（令和7年3月人委規則第5号）</u> <u>この規則は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	